

岩手県告示第158号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第6条第2項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和元年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社一関開発
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）一関複合商業施設北東ブロック 一関市中里字神明地内 計34筆
- 3 変更した事項
 - (1) 特定大規模集客施設の設置をする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - (2) 特定大規模集客施設の名称
 - (3) 特定大規模集客施設の用途
 - (4) 特定大規模集客施設の床面積の合計
 - (5) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積
 - (6) 新設予定地の開発行為の着手予定日
 - (7) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築の着手予定日
 - (8) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日
- 4 届出年月日 令和元年7月4日
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 令和元年7月19日から同年9月19日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに一関市役所、陸前高田市役所、奥州市役所
平泉町役場及び住田町役場